

医政発 0329 第 51 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行に伴い、通知の別添の一部を別紙のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとした。

貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められたい。